



ひなちゃん

鴻巣市市制施行 70 周年 なないろの 笑顔咲かせる 鴻巣市

鴻巣市



記者会見資料

資料 5

花かおり

緑あふれ

人輝くまち

こうのす

議案第29号 鴻巣市上水道給水条例の一部を改正する条例(水道料金の改定)

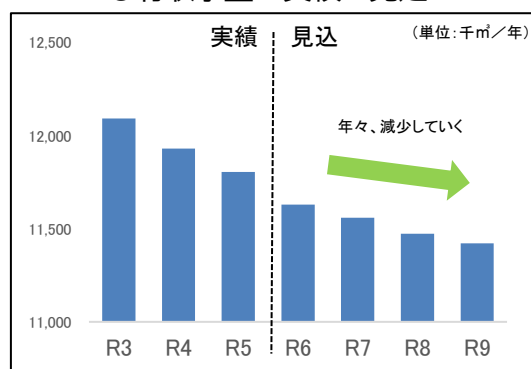
1 改定の背景

水道は生活に欠かせない重要なインフラの一つであり、安全で安定的に水の供給を続けていく必要があります。本市では、昭和37年の給水開始以降、人口増加や生活水準の向上による水需要の増加及び給水区域の拡張に対応するために整備を進めてきました。しかしながら、少子高齢化に伴う人口の自然減少や節水機器の普及などによる料金収入の減少、施設や管路の老朽化及び耐震化に伴う多額の更新費用が見込まれており、厳しい経営状況が続いています。

- ・人口減少や節水機器の普及による有収水量の減少
- ・物価高騰による維持管理費用の増加
- ・施設や管路の老朽化、耐震化に伴う更新費用の確保
- ・県水道用水料金の値上げ(令和8年4月から施行)

⇒現行料金のままでは、令和8年度に純損失に転じる見込み

◎有収水量の実績と見込



このような背景の中、令和6年1月から10月までの間、5回にわたり上下水道事業運営審議会で、「適正な水道料金の水準」について審議を行いました。11月に同審議会から答申を受け、これを基に料金改定を行うものです。

2 改定の内容

(1)改定時期:令和8年4月1日

料金体系は、合併に伴う料金統合や消費税改定を除き、平成8年4月より据え置いてきました。水道料金の改定は、30年ぶりとなります(改定時期となる令和8年4月時点)。

料金算定期間は令和7年度から令和9年度までとし、純損失が見込まれる令和8年度から新料金を適用します。この改定により、算定期間中の収支均衡が図られます。

(2)平均改定率:23%

昨今の経済、物価動向の変動による様々な影響を、一般家庭及び企業なども受けていることを鑑み、負担の程度に差をつけず、現行の料金体系に対し、一律に平均改定率を乗じます。

なお、平均改定率のうち、県水道用水料金の値上げによる影響は6.3%相当になります。

※平均改定率とは、算定期間における必要経費と収入の見込み額から算定した全体での必要な改定率であり、今回の料金改定では23%となるものです。使用者にとっては、使用する水道の口径や水量によって、改定率は異なります。

問い合わせ 鴻巣市役所 048-541-1321 (代表)

上下水道部経營業務課 (内線3193)

